



スマイルライフ ファミリー信託サポート

株式会社SMILELIFE project
代表取締役 藤原未来
1級ファイナンシャルプランニング技能士

「家族信託」をご存知ですか？

「家族信託」について…

- 聞いたことがない
- 聞いたことはあるが内容はよくわからない
- 内容は理解している
- もう始めている。または検討中。

「家族信託」をしていないと…

もし、自分(親)が意思判断能力を失ったら…

- 自分(親)のお金は使えなくなる
- 自宅の売却、改装、修繕ができない
- 株や投資信託は凍結される
- 子や孫への贈与ができなくなる
- 介護施設の入居費用等は子供が負担するetc.

1. 家族信託の特徴



パターン1：何も準備していなかったら



パターン2：従来のやり方で準備するとしたら



パターン3：新たな方法



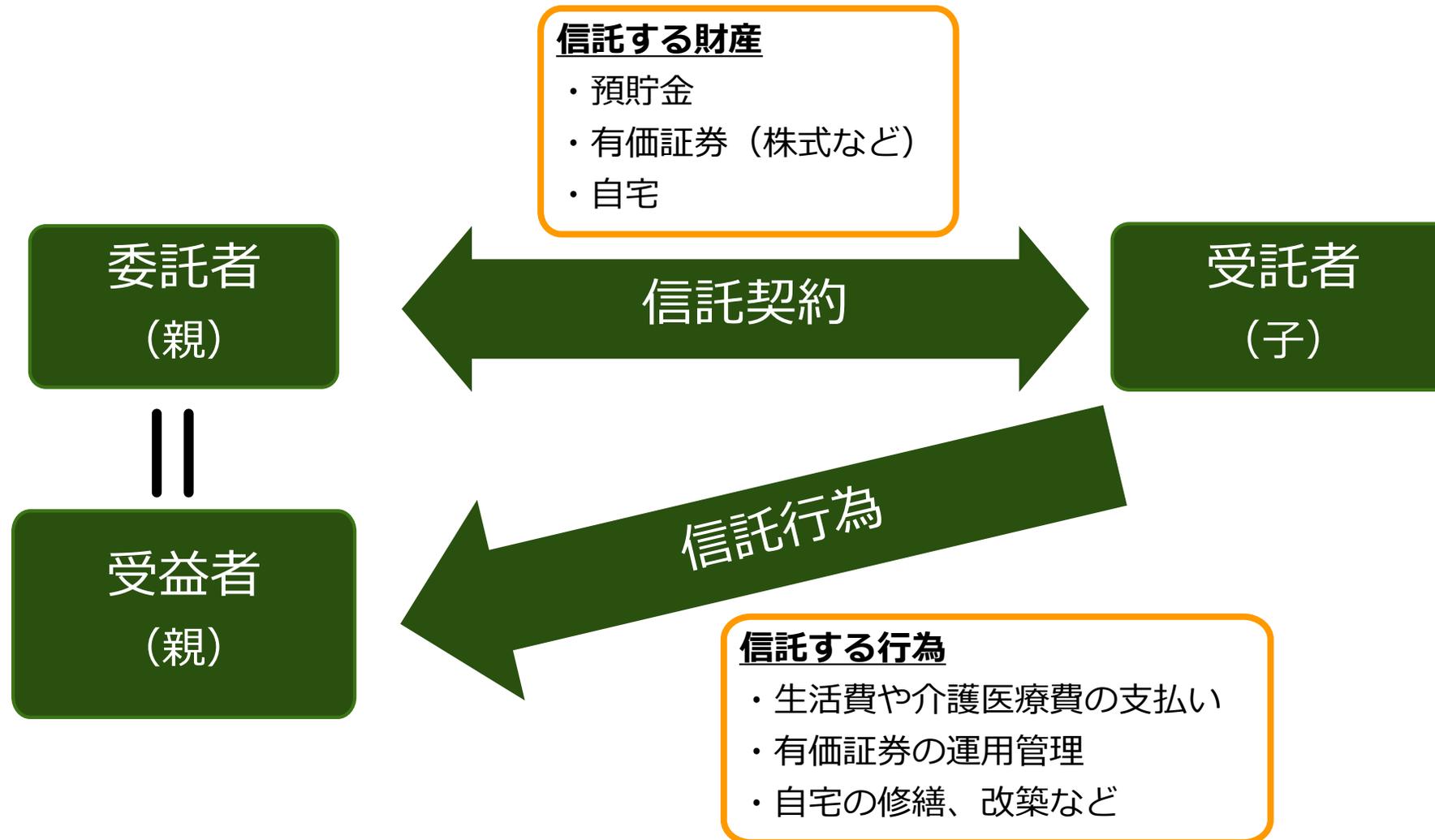
「まさかの時の家族間連携プレー」



2. 家族信託とは

- ▶ 「家族信託」とは自己の判断能力が低下した時に備えて、家族に財産管理を託す「信託契約」を結ぶことをいいます。(法3条)
- ▶ 形態としては、委託者(本人)が信託目的(財産管理)を受託者(家族)に託すこととなります。(法3条)
- ▶ 委託者は「財産の一部または全部」を「誰(受益者)のためにどのように管理するか」を信託目的として指定します。(法3条)
- ▶ 信託財産はそれを管理する受託者に名義が移りますが、委託者=受益者の場合、実質的な所有権は委託者(受益者)に残ります。(法2条3項)
- ▶ また、信託目的の中で指定した財産(信託財産)を相続発生後に誰にどのように分与するかを指定できます。さらに次の相続についても内容を指定できます。(法90条1項、同2項)
- ▶ 利害関係者がいる場合には、信託監督人を指定して受託者が信託行為を正当に行っているかどうかを監督することができます。(法131条～137条)
- ▶ 受託者は信託事務の一部または全部を信託事務処理代行者に委託することができます。(法28条)

3. 家族信託の基本イメージ例



4. 信託する**財産**

保有するどの財産を信託するのかを検討する。

信託財産は、**受託者の名義**となる。

▶ **一般的な信託財産**

預貯金、不動産、動産、債権、自社株、有価証券など

▶ **信託できない財産**

ローンや保証債務などの消極財産

▶ **必要となる手続き**

金融資産：信託専用口座の開設

不動産：所有権移転と信託登記

その他：適宜名義変更など

5. 信託契約の**実際の設計サンプル**① 貸家を保有

委託者：**東京太郎**（父）、受託者：**千葉さくら**（長女）、受益者：**東京太郎**

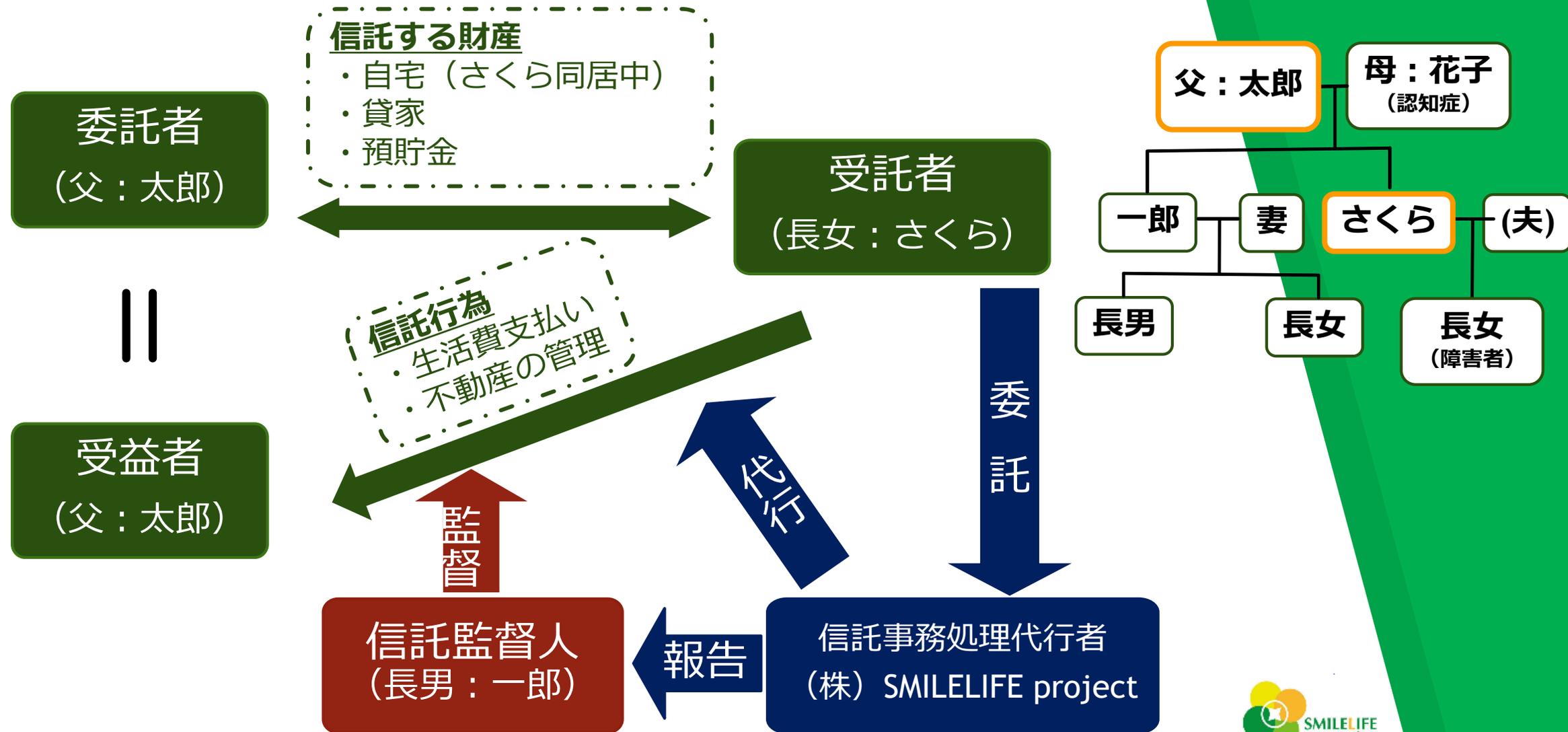
信託監督人：**東京一郎**（長男）

信託事務処理代行者：**株式会社SMILELIFE project**

1. **東京太郎**と**千葉さくら**との間で以下の内容の信託契約を結ぶ。
2. **太郎**の所有する自宅と貸家ならびに金融資産を信託財産とし、**さくら**は当該信託財産をもって**太郎**と花子の生活費の管理、不動産の管理を行う。
3. **一郎**は信託監督人として、**さくら**が行う信託行為を監督する。**さくら**は**太郎**と**一郎**に年に一度執行状況を報告する。
4. **さくら**は信託行為の一部を**株式会社SMILELIFE project**に委託し、**株式会社SMILELIFE project**は**さくら**に代わって信託行為の一部代行と状況を報告する。
5. 本信託契約は**太郎**の死亡により終了し、信託財産は信託契約において指定された各残余財産の帰属先に引き渡される。



5. 実際の設計サンプル① イメージ図

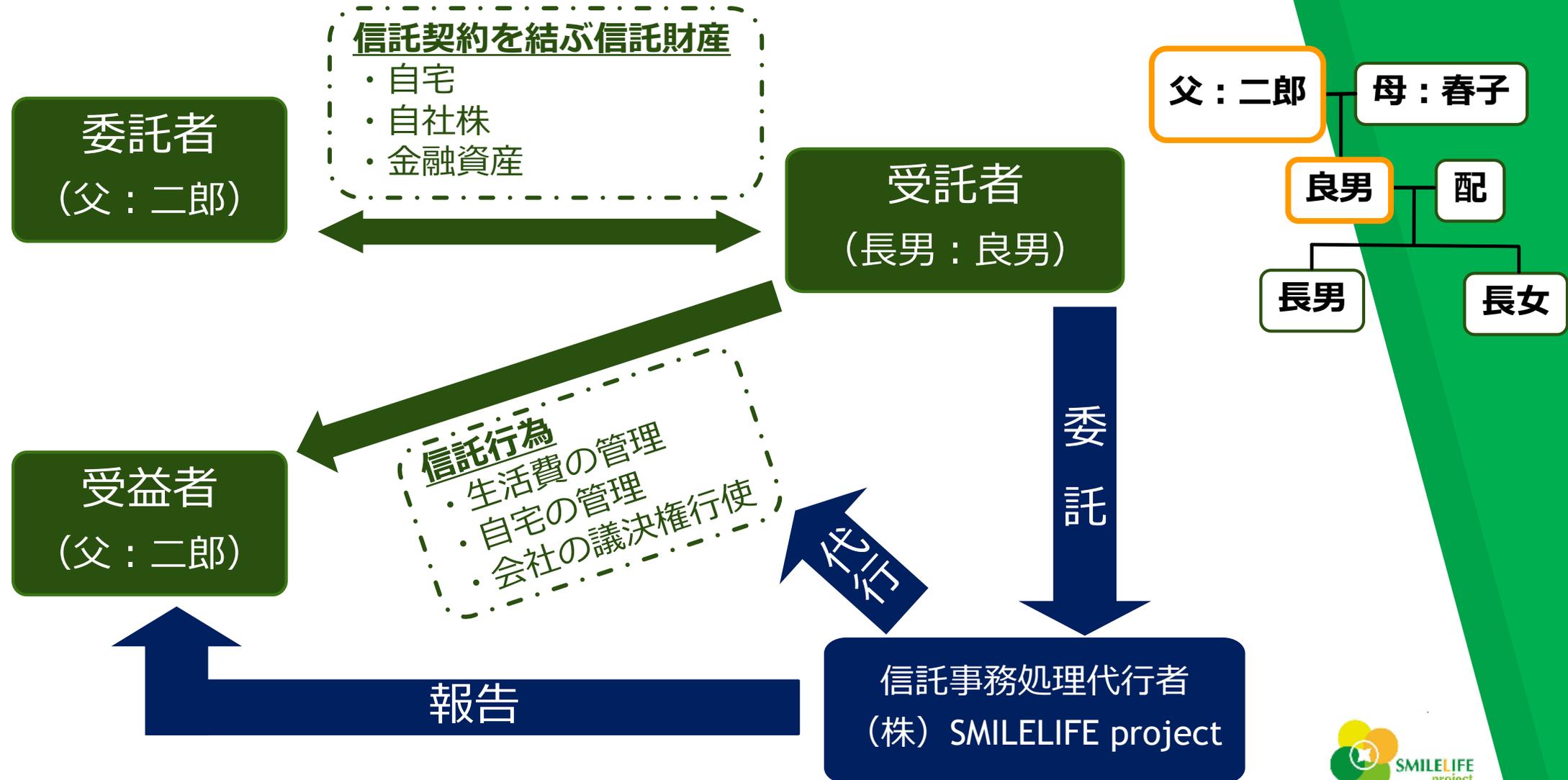


5. 信託契約の**実際の設計サンプル**② 会社オーナー

委託者：**大阪二郎**（父）、受託者：**大阪良男**（子）、受益者：**大阪二郎**
信託事務処理代行者：**株式会社SMILELIFE project**

1. **大阪二郎**と**大阪良男**との間で以下の内容の信託契約を結ぶ。
2. **二郎**の所有する自宅と**自社株**ならびに金融資産を信託財産とし、**良男**は当該信託財産をもって**二郎と春子**の生活費の管理、自宅の管理に加え、**会社の議決権行使**を行う。
3. **良男**は**二郎**に年に一度執行状況を報告する。
4. **良男**は信託行為の一部を**株式会社SMILELIFE project**に委託し、**株式会社SMILELIFE project**は**良男**に代わって信託行為の一部代行と状況を報告する。
5. 本信託契約は**二郎**の死亡により終了し、信託財産は信託契約において指定された各残余財産の帰属先に引き渡される。

5. 実際の設計サンプル② イメージ図



6. ファミリー信託サポートとは

診断 「家族信託が必要か？」

分析 「ライフブックの作成」

設計 「どのような内容にするか」

手配 「必要な専門家を紹介」

代行 「受託者に代わって実務を代行」

6. ファミリー信託サポートとは

- ▶ 家族信託契約の設計から契約締結、公正証書の作成、信託財産の登記までの一連の手続きを確実かつスムーズに進めていくために、弁護士、税理士、司法書士などの専門家と連携をとって**全体の流れをコーディネート**します。
- ▶ また、信託事務処理代行者として、信託契約の受託者から信託行為の一部または全部の**事務代行を引き受け**ます。
- ▶ さらに、信託監督人や利害関係者等が存在する場合には、受託者が本来行うべき信託監督人や利害関係者に対する信託行為についての**状況報告を受託者に代わって代行**します。
- ▶ これら上記のサポートサービスの対価として、**保有財産の総額に応じた報酬**をいただきます。
- ▶ 上記以外に弁護士、司法書士、税理士など、他の専門家が担当する業務については別途費用負担が生じます。

7. 信託事務処理代行サービス

ファミリー信託サポートの主なサービスに**信託事務処理代行サービス**があります。日々多忙な受託者に代わり、例えば以下のような信託事務を代行します。

- ▶ **現預金の管理**（年金等収入や生活費支払いのチェック、入出金表の作成など）
- ▶ **有価証券の運用管理**（時価評価や配当等収入のチェックなど）
- ▶ **自宅不動産の維持保全管理**（固定資産税の支払い、修繕や売却、建替計画など）
- ▶ **投資用不動産の運用管理**（家賃収入や経費のチェック、物件の修繕・管理など）
- ▶ **相続対策**（生前贈与、資産評価、納税資金準備など）
- ▶ **信託終了後の清算手続**（残余財産の給付など）
- ▶ **年次報告書の作成**（信託の計算、信託帳簿作成、受益者や信託監督人への報告）

以上はあくまでも例として並べたものであり、信託契約の内容によって異なります。また、税務申告などは必要に応じて別途税理士に委託することになります。

8. ファミリー信託サポートの流れ



1. **イントロミーティング**：サービスの内容、進め方、料金について説明します
2. **信託の設計方針と費用の提示**：信託の設計方針を共有し、費用について確認します
信託設計サポート費用（年間代行サービス含む）は保有資産の0.4%（最低料金20万円）
3. **サービス契約の申し込みと料金の支払い**
4. **ライフブックの作成**：ライフプランニングを通じてお客様に合わせた信託内容を提案します
5. **信託契約書の作成・契約の締結**：担当の弁護士、税理士が契約内容を確認します
6. **公正証書の作成**：担当の弁護士または司法書士が手続きをします
7. **信託財産の登記手続き**：担当の司法書士が手続きをします
8. **信託開始後のサポート**：株式会社SMILELIFE projectによる代行サポートが開始します



私たちは世界一の 健康長寿スマイル社会をつくります

株式会社SMILELIFE project
代表取締役 藤原未来
1級ファイナンシャルプランニング技能士



無料診断します。

連絡先:

スマイルライフ・プロジェクト

03(6869)9901

miki.fujiwara@smilelife-p.com

株式会社SMILELIFE project

代表取締役 藤原未来

1級ファイナンシャルプランニング技能士

